（別表２）　　不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

（平成２４年１０月１日作成）

法　令　名	文化財保護法
根 拠 条 項	第１８４条第１項第６号
処分の概要	埋蔵文化財発掘の禁止命令等（法第９２条第２項の準用）
法令の定め	（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務） 第１８４条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育員会が行うこととすることができる。 一～五（略） 六　第９２条第１項（第９３条第１項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第９２条第２項の規定による指示及び命令、第９３条第２項の規定による指示、第９４条第１項の規定による通知の受理、同条第２項の規定による通知、同条第３項の規定による協議、同条第４項の規定による勧告、第９６条第１項の規定による届出の受理、同条第２項又は第７項の規定による命令、同条第３項の規定による意見の聴取、同条第５項又は第７項の規定による期間の延長、同条第８項の規定による指示、第９７条第１項の規定による通知の受理、同条第２項の規定による通知、同条第３項の規定による協議並びに同条第４項の規定による勧告 ２（以下略） （調査のための発掘に関する届け出、指示及び命令） 第９２条　土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の３０日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。 ２　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。
処 分 基 準	埋蔵文化財の保護上特に必要があると認められるときで、次に該当する場合。 ・届出に故意又は重大な過失による虚偽の記載があった場合 ・届出に係る発掘に関する指示に従わず適正な調査が行われない場合
処分担当課	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課文化財調査グループ （電話番号：０１１－２３１－４１１１　内線３５－６２４）
問い合わせ先	同上
備　　考	公表アドレス： http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bns/gyouseitetsuzuki1.htm